

賑わい創出及び関係人口拡大に関連する事業に係る情報発信業務に係る募集要項

2024年4月30日

公益社団法人

福島相双復興推進機構

広域まちづくりグループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「機構」という。）では、賑わい創出及び関係人口拡大に関連する事業に係る情報発信業務を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

東日本大震災から既に13年が経過し、福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示の対象となった福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村：以下「12市町村」）では、避難指示の解除を受け、帰還事業者の事業再開と新規進出事業者の事業開始により、まちの復興に向けた新たなまちづくりが進んでいるが、未だ帰還していない事業者や住民が存在し、震災前の活力を取り戻せていない。

復興を加速化するためには、なりわいや賑わいを再生・創出することが必須であり、機構では、そのためには事業再開及び帰還促進と並行し、将来的には起業や移住・定住の拡大につなげていくことを視野に置きながら関係・交流人口の拡大に向けた様々な取り組みを実施しながら、地域内外の様々な視点を取り入れた新たなまちづくりを支援することとしている。

本業務委託では、12市町村の更なるなりわいや賑わいの再生・創出に向けた関係人口・交流人口の拡大を図ることを目的として、機構が実施する兼業・副業を通じた起業家等創出モデル実証事業（以下「フクシマックス」という。）、関係人口拡大に向けた連続講座事業（以下「ふくしま未来創造アカデミー」という。）、大学生等が12市町村の観光まちづくりプランを提案し競い合う大学生観光まちづくりコンテスト（以下「大学生観光まちづくりコンテスト」という。）等について、一連の取組を紹介する番組を制作し、全国的な放送やYouTube配信等によって広く情報発信を行う。

2. 事業内容

(1) 件名 賑わい創出及び関係人口拡大に関連する事業に係る情報発信業務

(2) 業務内容等

受託者は、上記の目的を踏まえた上で、本事業がより効果的な取組みとなるよう創意工夫しながら、以下ア～エを実施する。ただし、受託者の創意工夫により、より効果を見込める取組みがある場合には、それを提案することも可とするが、実施の際には機構

と十分な協議を行うこととする。

なお、各事業の概要については機構HP (<https://www.fsrt.jp/ex5>) を参照すること。

ア 取材・収録業務

(ア) フクシマックスに関する取材・収録業務

- 兼業・副業人材が参加する現地フィールドワーク及び集合研修（キックオフ、中間研修、決起会）、並びに地域側の人材が参加する地域コーディネーター育成講座等を映像及び音声として収録する。ただし、ウに記載の番組制作に必要な素材が十分に揃う場合は、全てのイベントを収録する必要はない。
- 主催者（機構職員）及び事務局（本事業委託先）、2024年度事業への参加者、過年度事業への参加者等への取材（インタビュー）を行い、映像及び音声として収録する。

(イ) ふくしま未来創造アカデミーに関する取材・収録業務

- 受講者が参加する各講座及び現地フィールドワークを映像及び音声として収録する。ただし、ウに記載の番組制作に必要な素材が十分に揃う場合は、全てのイベントを収録する必要はないが、現地フィールドワークについては必須とする。
- 主催者（機構職員）及び事務局（本事業委託先）、2024年度事業への参加者、過年度事業への参加者等への取材（インタビュー）を行い、映像及び音声として収録する。

(ウ) 大学生観光まちづくりコンテストに関する取材・収録業務

- コンテストに参加する大学生の現地フィールドワーク、各自治体等が実施する大学生向け現地ガイドツアー等の企画、本選出場チームの本選発表会に向けたリハーサル等の準備、本選発表会等、一連のイベントにおける様子や実施状況を映像及び音声として収録する。
- 現地フィールドワークや本選発表会に向けたリハーサルにおける大学生や大学生向け企画を実施している自治体関係者、本選発表会における発表を終えた直後の大学生、本選発表会審査員等への取材（インタビュー）を行い、映像及び音声として収録する。
- なお、現地フィールドワークや本選発表会に向けたリハーサル等を行う大学生チームについては、機構が大学と調整した上で、取材先の情報を提供する。また、本選審査員については、機構が審査員の了承を得た上で、取材先の情報を提供する。ただし、ウに記載の番組制作に必要な素材が十分に揃う場合は、機構が取材先として情報提供した全ての取材先を取材し、収録する必要はないが、現地フィールドワーク、本選発表会に向けたリハーサル、本選発表会、本選審査員へのインタビューと、各イベントにおける素材は全て揃えることとする。また、本選発表会の映像及び音声は全てのチームに関して記録することとする。

イ ウェブ同時配信業務

大学生観光まちづくりコンテスト本選発表会（日時：9月13日（金）、場所：富岡町文化交流センター学びの森）について、ウェブを通じた同時配信を行う。その際、カメラ機材を2台以上使用することとし、1台はセンター（固定）からステージ正面を撮影し、他のカメラは発表者や審査員にフォーカス（ズーム）することに使用し、昨年度に同時配信した動画 (<https://www.youtube.com/watch?v=5J3k4pnjeUA>) と同程

度以上のクオリティを担保することとする。

配信にあたっては、機構のYouTubeチャンネルを使用することとし、①オープニング、②学生リーダー挨拶、③表彰式、④休憩時間(2回)等の各場面において、それに相応しいBGMを使用することとする。

なお、同時配信等の準備は本選発表会前日の午後から着手することとし、本選発表会終了後、当日20時までに全て撤収することとする。

ウ 番組制作業務

上記アの(ア)~(ウ)の各事業やプロジェクトの趣旨並びに本委託業務の目的を踏まえた上で、上記アの取材・撮影業務により得られた素材及び機構から提供された素材を活用し、12市町村の賑わい創出や域外における12市町村の取組に関する理解・認知の向上に資する番組を制作し、適当なチャンネルにて全国的に放送する。番組制作にあたっては、下記を全て満たすものとする。

- 番組の本数及び1本あたりの時間(長さ)、並びに放送日時及び時間帯は、委託者の創意工夫に委ねることとする。ただし、番組の時間(長さ)は、最低でも合計50分以上は確保することとする。
- 上記アの(ア)~(ウ)の各事業及びプロジェクトの全てを紹介することとする。
- 番組の構成、演出、キャスティング等の内容については、委託者の創意工夫に委ねることとする。ただし、ナレーション原稿や放送内容については、MAの前に機構に協議することとする。
- 番組放送後、番組を機構のYouTubeにて公開することを可とするか、若しくは適当な媒体を通じて課金なしにて誰でも視聴が可能な状態とするものとする。

エ 各事業のダイジェスト動画制作業務

上記アの取材・収録業務により得られた素材及び機構から提供された素材を活用し、各事業で実施しているイベント等の様子をまとめたダイジェスト動画を制作する。ダイジェスト動画の制作にあたっては、下記を全て満たすものとする。

- 各事業について、各20分程度の動画とする。
- 機構の公式YouTube等を通じ、広く一般に公開するものであることから、それに配慮した編集とする。
- ナレーション原稿や動画内容については、MAの前に機構と協議することとする。

(3) 業務期間 [契約締結後]~令和7年3月31日(月)

(4) 進捗報告

① 定例報告

- ・受託者は、定期的に受託者と打合せを実施、本事業の進捗を報告する、打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上で決定するものとする。

② 随時報告

- ・受託者は、定例報告の他、機構からの求めに応じて、本事業の進捗状況を別途報告する。

(5) 事業報告

本事業の業務終了後、本事業に関する報告会を実施すること。開催時期等は以下の通り。

時 期：本事業の業務が終了次第

場 所：福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル

※対面での実施を原則とする。

(6) 納入物

下記の納入物を、「(6) 納入場所」に記載の宛先に送付して下さい。

- ① 制作した番組及びダイジェスト動画（電子データ）
- ② 業務報告書（電子データ）
- ③ その他機構が必要と認める書類

(7) 納入場所 〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号福島セントランドビル

公益社団法人 福島相双復興推進機構

3. 応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

4. 契約の要件

- (1) 予算規模：(企画競争の場合) 16,995,500円（税別）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、機構と調整した上で決定することとします。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：2024年4月30日（火）

締切日：2024年5月20日（月）17時必着

(2) 質問期限及び回答方法

- ①2024年5月9日（木）17時（必着）までに、下記問い合わせ先へ電子メール(様式任意)により質問してください。
- ②2024年5月13日（月）以降、弊機構ホームページに回答を掲載します。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を（4）により提出してください。
 - ・ 申請書（様式1）
 - ・ 見積書(様式2) ※任意の様式でも可
 - ・ 企画提案書
 - ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
 - ・ 直近の財務諸表
 - ・ 業務委託契約書（案） ※代案がある場合

- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより9. 記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となります。10MBを超える場合は、複数回に分けて送信してください。

(5) 秘密保持

・契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および機構双方の遵守事項とします。

・業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとします。

6. 審査について

(1) 審査方法

審査にあたっては、審査委員会等による1次審査（書類審査）、2次審査（プレゼンテーション審査）により審査を行い決定します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 3.の応募資格を満たしているか。
- ② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

(3) 審査スケジュール（予定）

- ・1次審査の結果：2024年5月24日（金）以降、参加者に通知します。
- ・2次審査：2024年5月28日（火）13時～17時の間、40分間程度
弊機構の会議室で行います。詳細は、1次審査の合格者へご案内します。

(4) 調達候補先の決定及び通知について

2次審査の結果、調達候補とされた申請者については、機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

7. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

委託候補先とされた申請者について、機構と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書（案）を基にWordの校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断

できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

8. 提案書・見積書に記載すべき事項

(1) 提案書

- 1 業務の目的、内容、および実施方法
 - 1.1 業務目的
 - 1.2 業務内容
 - 1.3 業務実施方法
- 2 業務実施計画
 - 2.1 業務実施計画
- 3 業務実施体制
 - 3.1 業務実施体制・役割分担
 - 3.2 組織としてのネットワーク・人的基盤、専門性及び類似業務実績
 - 3.3 業務遂行のための経営基盤・管理体制

※詳細は、評価項目基準を参照すること。

(2) 見積書

- ・工数および費用について、見積書に記載してください。
- ・業務実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、会場費、講師謝金等（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含めること。

9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号福島セントランドビル
公益社団法人 福島相双復興推進機構
総務調整グループ業務調整部契約管理課
担当： 下田、加納
E-mail : kikou-koubo_r5-4@fsr.or.jp

お問い合わせは原則として電子メールでお願いします。

以上

(様式 1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

公益社団法人福島相双復興推進機構 あて

「賑わい創出及び関係人口拡大に関連する事業に係る情報発信業務」申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	